

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月22日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第6号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分</u>から<u>31時間</u>までの範囲内で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間</u>から<u>32時間</u>までの範囲内で、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第6条 管理者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされ</p>

- 2 管理者は、週休日の振替（前項の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同項の規定により勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。
- 3 管理者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（育児休業等）

第11条 略

- 2 略
- 3 略

- (1) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。
- (2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき7時間45分勤務す

た日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする12週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする12週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 管理者は、週休日の振替（前項の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同項の規定により勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。
- 3 管理者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（育児休業等）

第11条 略

2 略

- 3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えられた育児休業法第10条第1項の地方公営企業の管理者が定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（第5条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、第5号に掲げる勤務の形態）とする。

- (1) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間勤務すること。
- (2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき5時間勤務すること。
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき8時間勤務するこ

- ること。
- (4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については7時間45分、1日については3時間55分勤務すること。
- (5) 略

- ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

- と。
- (4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については8時間、1日については4時間勤務すること。
- (5) 次に掲げる勤務の形態（前各号に掲げる勤務の形態を除き、勤務日が続く12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないものに限る。）

- ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。
(香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正)
- 2 香川県立病院等事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3（第3条、第4条関係）						別表第3（第3条、第4条関係）					
関係事務	事 項	院長 等委 任	決裁区分			院長 等委 任	事 項	院長 等委 任	決裁区分		
			院長 等	事務 局長	事務 局長 等				院長 等	事務 局長	事務 局長 等
1	略					1	略				
2 服務 関係事 務	(1)～(9) 略					2 服務 関係事 務	(1)～(9) 略				
	(10) 週休日の振替又は <u>4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。</u>						(10) 週休日の振替又は <u>半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</u>				
	略							略			
	(11)・(12) 略						(11)・(12) 略				

3 略

3 略